

平成 29 年新年ご挨拶 あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

鳥栖商工会議所は、昨年佐賀県内の商工会議所で初めて「経営発達支援計画」認定を取得しました。これからも、会員の皆様のお力になり、「企業、地域、そして広く社会から、より多くの支持と信頼が得られる商工会議所」となるよう、全力で努力して参ります。

今後とも会員事業所の皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます、商工会議所からの新年のご挨拶とさせていただきます。今年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

**◆進学されるお子様のいらっしゃる従業員の方へご紹介をお願い
します！教育ローン申込の方、この機会に是非ご参加ください。****教育ローン特別相談会を開催！**

教育ローンについて相談したいけれど、平日はお仕事などでなかなか相談に来られないという方向けに、今回、土曜日と日曜日に特別相談会を開催します。

【日 時】平成 29 年 1 月 21 日（土）・22 日（日） 10:00～15:00

【場 所】鳥栖商工会議所

【内 容】高校、大学、専修・各種学校等への入学時・在学中にかかる費用(受験費用、入学金、授業料、教科書代、住居費用などを対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】学生・生徒お 1 人に付 **350 万円以内**(海外留学の場合予定 450 万円以内)

【利 率】年 1.81% (固定金利、平成 28 年 1 月 25 日現在)

(母子・父子家庭または世帯年収(所得) 200 万円(122 万円)以内の方は年 1.41%)

【ご返済期間】**15 年以内**(交通遺児家庭または母子・父子家庭の方は 18 年以内)

【お問合せ先】鳥栖商工会議所 TEL 83-3121

源泉税の納付は 1 月 10 日迄です！ 源泉税の納付をお忘れなく！

12 月分の源泉所得税は翌年の 1 月 10 日までに納付しなければなりません。

ただし、納期特例の適用を受けている場合は翌年の 1 月 20 日まで納期限を延長できます。(納期特例とは、給与の支給人員が常時 10 人未満である源泉徴収義務者が申請する事により 1～6 月分を 7 月 10 日、7～12 月分を 1 月 20 日にまとめて納付できる特例制度です。)

◇1 月の無料相談日のご案内

税務 相談 1 月 4 日(水) 18 日(水) 顧問税理士(大竹税理士)

金融 相談 1 月 6 日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業

1 月 10 日(火) 日本政策金融公庫中小企業事業

1 月 11 日(水) 佐賀県信用保証協会

法律 相談 1 月 6 日(金) 山下弁護士 1 月 13 日(金) 行政書士会

1 月 20 日(金) 司法書士会 1 月 27 日(金) 県弁護士会

* 予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。